

事務連絡  
令和2年4月13日

各〔都道府県〕  
〔政令指定都市〕  
〔中核市〕

障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

医療的ケア児者を対象とする消毒用アルコール綿の  
優先供給にかかる取組の周知について

喀痰吸引を必要とする医療的ケア児者においては、衛生用品として消毒用アルコール綿を日常的に利用しています。この度、下記の団体から寄付金等を元は無償で消毒用アルコール綿の配布を行う取組について厚生労働省に情報提供がありました。現在、市場での入手が困難であるとの声もあることから、消毒用アルコール綿の確保が切迫しているご家庭が下記の団体の取組をご活用いただけるよう、管内市区町村、医療的ケアを必要とする方のご家庭等に対し周知いただきますようよろしくお願いいたします。なお、下記の取組については、団体独自の取組であること、団体が確保できる数量に限りがあるため希望者全員に配布できるものではないことにご留意ください。申込方法等の詳細については、下記のホームページをご覧ください。

記

- 【実施団体】全国医療的ケア児者支援協議会
- 【対象物品】消毒用アルコール綿
- 【対象者】医療的ケア児者のご家庭
- 【申込期間】令和2年4月16日（木）18：00まで
- 【ホームページ】<http://iryuu-care.jp/other/539/>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3037，3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：[shougaijishien@mhlw.go.jp](mailto:shougaijishien@mhlw.go.jp)

※ 本連絡先では申込等への応答はいたしかねます。申込等については上記リンク先の団体ホームページからお問い合わせください。

(全国医療的ケア児者支援協議会ホームページより)

「医療的ケア児者家庭にアルコール綿を！大作戦」企画概要

**【申込期間】**

4/16日（木）18:00 まで

**【対象】**

医療的ケア児者の方にお配りします。

（当事者の方に配った後に余裕があったら支援者の方にお配りします。）

**【配送物】**

アルコール綿（写真はイメージであり、本商品とは限りません）

**【申込に際して】**

我々は、困っている当事者の方にお届けしたいと思っておりますが、医療的ケア児者であることの厳密な証明には手間と時間がかかることが予想されます。よって、当事者の方の写真を添付して頂く、と言う簡易な方法を取らせて頂きますのでご理解ください。

**【過去にいただいた質問】**

Q：人工呼吸器を使用している人だけが対象？

A：いいえ、医療的ケア児者「全員」が対象です。

Q：医療的ケア「児」だけが対象？

A：いいえ、医療的ケア「児」も「者」も対象です。

Q：全国医療的ケア児者支援協議会の会員だけが対象？

A：いいえ、医療的ケア児者であれば、全員が対象です。※会員という制度は今のところありません。

Q：〇〇県にも送れますか？

A：はい、国内全域にお送りいたします。

Q：写真は必須ですか？

A：はい、困っている当事者の方にお届けするための簡易的な方法として写真添付をお願いしています。ご理解ご協力をお願いします。